

第175回山梨県開発審査会

議事録

- 1 日時 : 令和6年7月12日(金) 午前10時00分～午前11時00分
- 2 場所 : 山梨県庁 防災新館 201, 202会議室
- 3 出席者 : 石井会長、澤登委員、吉井委員、曾根委員、齋藤委員
- 4 事務局 : (山梨県) 都市計画課長、総括課長補佐、都市企画監、課長補佐、
市町村計画・開発担当
(甲斐市) 都市計画課職員
(中央市) まちづくり推進課職員
(昭和町) 都市整備課職員
- 5 次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席確認
 - (3) 議事
 - (4) 閉会
- 6 会議に附議した事案の案件
 - (1) 市街化調整区域における開発許可申請等【非公開】
 - ・ 1号案件
 - (2) 特例的運用の処理報告について【非公開】
 - ・ 1～4号案件

7 議事の概要

1 市街化調整区域における開発許可申請等について

【第1号審査案件 社寺仏閣・納骨堂】

会 長	それではまず、第1号審査案件の審議を行います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは事務局より説明させていただきます。 (事務局から説明) 委員の皆様には、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
会 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がある方はご発言ください。
委 員	このあたりには高さ制限といったものはあるか。
事務局	景観条例の制限は15メートルとなっております。
会 長	他にご意見、ご質問はありませんか。 それでは無いようですので、本案件を許可することを承認される委員の方は挙手をお願いいたします。 (各委員の挙手) 第1号案件については、開発審査会として承認することといたします。

2 特例的運用の処理報告について

【第1～4号報告案件】

会 長	それでは次に特例的運用の報告になります。 事務局から報告をお願いします。
事務局	それでは、事務局より報告させていただきます。 (事務局から報告)

会 長 ただいま事務局より、4件の報告案件について説明がありました。これにつきまして、ご意見、ご質問等がある方はご発言ください。

【報告案件①について】

会 長 既存建築物の建て替えという基準による許可であるが、建物は既に除却されているように見受けられる。しばらく更地になっていたようなものについても建て替えというのか。

事務局 土地の所有者も変わらず、以前に許可を受けて建築がなされ、一定期間その用途に供されていたことから、建て替えに該当すると判断いたしました。

委 員 計画敷地の南側に地続きになった土地があるように見受けられるが、こちらは一体利用をしないということでしょうか。

事務局 こちらの土地について、所有者は同一であります。地目は宅地でなく、同一で使用することはありません。

【報告案件③について】

会 長 収用移転に関する許可ということであるが、今後も同様の案件が想定されるか。

事務局 現在のところ、同様の相談はありませんが、今後も同様の許可を行っていくことが想定されます。

会 長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それでは無いようですので、特例的運用の報告を終了とさせていただきます。